

(別表)

《評価対象施設種別》

●老人福祉施設	・養護老人ホーム
	・特別養護老人ホーム
	・軽費老人ホーム
●身体障害者更生援護施設	・身体障害者更生施設
	・身体障害者療護施設
	・身体障害者入所授産施設
	・身体障害者通所授産施設
	・身体障害者小規模通所授産施設
	・身体障害者福祉工場
●知的障害者援護施設	・知的障害者更生施設
	・知的障害者授産施設
	・知的障害者小規模通所授産施設
	・知的障害者通勤寮
	・知的障害者福祉ホーム
●精神障害者社会復帰施設	・精神障害者生活訓練施設
	・精神障害者通所授産施設
	・精神障害者入所授産施設
	・精神障害者福祉ホーム
	・精神障害者福祉ホームB型
	・精神障害者福祉工場
	・精神障害者地域生活支援センター
	・精神障害者小規模通所授産施設
●生活保護施設	・救護施設
	・宿所提供施設
●児童福祉施設	・乳児院
	・児童養護施設
	・情緒障害児短期治療施設
	・知的障害児施設
	・知的障害児通園施設
	・ろうあ児施設
	・肢体不自由児施設
	・重症心身障害児施設
	・児童自立支援施設
	・母子生活支援施設
	・保育所
	・へき地保育所

※障害者施設に関しては、障害者自立支援法により新体系へ移行していますが、国より新体系に対応した評価基準ガイドラインが示されていないため、受審を希望される場合は、新体系へ移行する前の旧体系の施設種別で行うこととなります。